

平成16年3月3日

JICA環境社会配慮ガイドラインについて

国土交通省 総合政策局 国際建設課
国際業務課

国土交通省は、ODAが効果的かつ効率的に行われるよう専門省庁の一つとして、外務省やODAの実施機関であるJICA、JBIC等と連携しつつ、日本の技術を活用したODAの案件形成等を行っています。

当省はJICAの環境社会配慮ガイドライン等は十分に踏まえることが必要であると認識しています。

また、国土交通省の持つ環境社会配慮のノウハウも十分活用していくこととしています。

2月18日の委員会で申し上げましたとおり、当省委員は、兩名及び担当者全て出張のため、この書面をもって発言にかえさせていただきます。